

赤情審第57号  
令和元年12月12日

赤磐市教育委員会  
教育長 内田 恵子 様

赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田 雅夫

赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号）第17条の規定に基づき  
る諮問について（答申）

令和元年10月29日付け、赤教教第520号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

「北川議員に係る対応記録票」に係る不開示決定に対する審査請求について  
の諮問

答 申 第 1 3 号  
令和元年12月3日  
(諮問第13号)

## 答 申

### 1 審査会の結論

赤磐市長が、令和元年9月30日付け、赤教教第436号で不開示とした決定は妥当である。

### 2 審査請求の経緯

#### (1) 公文書の開示請求

審査請求人は、赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づいて、令和元年9月20日付けで、教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「議会の全協で北川議員が佐久間部長、倉迫副市長、藤井参与と運転手の問題で対応するための会議をしたと発言している。本会議場で市長は北川議員を交えて複数会話し合っている。議員の自宅へ呼ばれている。」内容について赤磐市職員の職務の執行に関する提言等の記録等に関する要綱（以下「本件要綱」という。）の規定に基づき作成された対応記録票（以下「本件公文書」という。）について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する公文書は、不存在であるとした上で、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、不開示とした理由を「該当する公文書なし」とした上で、令和元年9月30日付け赤教教第436号をもって本件処分の内容を審査請求人に通知した。

#### (3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和元年10月11日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

「教育長は審査請求人の「北川議員が関わった副市長をはじめ市職との会合の対応記録票」に係る公文書公開請求についての不開示決定を取り消し公開すべきである。」というものである。

#### (2) 審査請求の理由

本件要綱に基づき、対応記録票の作成は義務である。「公文書なし」とは、コンプライアンス違反である。「無し」の理由及び、改めて作成する等誠実に対応すべきである。すでに教育委員会は、開示請求された資料を改ざんする行為も発覚している。本当に「無し」なのか不信感がある。徹底して事情聴取してもらいたい。

#### (3) 意見書における主張の要旨

実施機関の弁明書における、北川議員との面談は経緯を説明するための面談であり本件要綱第2条第2号の「提言等」に当たらないため作成しなかった、という理由は全く当たらない。教育長から議会への報告書等において、同面談では臨時職員の賃金が話し合われたこととなっており、他の資料からも、教育委員会が北川議員にお伺いをたてていた事実が浮かび上がる。したがって、経緯を説明するための面談であるはずがないことは明らかである。

### 4 実施機関の説明の要旨

実施機関の主張する不開示の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

本件公文書は、教育委員会がスクールバス及び、給食配送の運転手として雇用を予定していた臨時職員に係る北川議員との会議について作成されたであろう本件要綱の規定に基づく対応記録票である。

上記会議とは、当該議員に運転手と臨時職員として雇用することとなった経緯等を説明するための面談であり、本件要綱第2条第2号に規定している「職務に関してなされた提言、要望、意見その他これに類する行為」には該当しないと判断したため作成していないものである。

## 5 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和元年 10 月 29 日	実施機関から諮問書、弁明書を受理
令和元年 11 月 6 日	審査請求人に弁明書を送達し、意見書の提出を要求
令和元年 11 月 18 日	審査請求人から意見書、資料、口頭意見陳述申出書を受理
令和元年 12 月 3 日	審議
令和元年 12 月 3 日	答申

## 6 審査会の判断

### (1) 審査会の審議事項について

審査会は、本件審査請求の存否について検討を行った。

### (2) 本件要綱の規定について

本件公文書は、実施機関がスクールバス及び給食配送車の運転手として任用する予定の臨時職員について北川議員と会議した内容に係る、本件要綱に基づき作成される対応記録票と認められる。

本件要綱は、平成19年に制定されたものであり、「職員の職務の執行に関する提言等の記録、報告、情報の共有等に関し、必要な事項を定め、職員の提言等への対応における透明性及び公正性を確保することにより、公正な市政の運営を図り、もって市政に対する市民の信頼の向上に資すること」を目的としている（本件要綱第1条）。

本件要綱においては、地方公共団体の議会の議員等から、職務に関してなされた提言、要望、意見その他これに類する行為がなされたときに、対応記録票を作成するものとされている（本件要綱第2条及び第4条）。

### (3) 本件公文書の不存在について

実施機関によれば、運転手となる臨時職員に関して当該議員と行った会議とは、当該臨時職員を雇用することとなった経緯を説明するために設けた会議であり、本件要綱第2条第2号に規定される提言等に当たる内容がないと判断したため作成しなかったと弁明している。その判断の当否は(4)において意見として後述するが、審査会の権限は、不存在を理由として不開示決定をしたことの当否の審査、すなわち本件公文書が本当に不存在であるかどうかの審査に限られる。

この点につき、事務局職員が、実施機関のうち担当部署である教育総務課のキャビネット等を確認したところ、教育総務課において、現に対応記録票は保管されていなかった。また、実施機関が本当は本件公文書を作成したにも関わらず、あえて破棄した又は隠ぺいしていると窺わせるような事情もない。

したがって、不存在を理由として行った本件処分は、妥当である。

なお、本件における不開示決定通知書には、「開示しない理由」の項に「該当する公文書なし」と記載されている。本件における不開示決定は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分」（赤磐市行政手続条例第8条第1項）に該当するため、申請者に対して理由を示す必要がある。理由付記の趣旨が、行政庁の恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に明らかにすることによって、透明性向上を図り、併せて不服申立てに便宜を与えることにあることからすれば、単に「該当する公文書なし」と記載するだけでなく、なぜ存在しないのかについて記載することも、考慮に値する。

#### (4) 本件公文書不作成の当否について（意見）

本件公文書の不作成と本件要綱との関連について、意見を述べる。

本件要綱は、上記のとおり、職員の提言等への対応における透明性及び公正性を確保することにより、公正な市政の運営を図り、もって市政に対する市民の信頼の向上に資することを目的とする旨規定している。

市政を運営する職員に対して影響力を持つ一定の公職にある者等と面談する際には、その対応に疑義が生ずることのないよう記録を残し、透明性及び公正性を確保することは、市民からの信頼を得るために必要な手段の一つであると、当審査会でも判断する。

今回の案件における実施機関の弁明は、吉井地域のスクールバス及び学校給食配送に係る運転手となる臨時職員を雇用するに当たり、当該議員に面談して雇用に至った経緯を説明したものであり、提言等はなかったため対応記録票を作成していなかったとのことである。

しかしながら、審査請求人が提出した資料のうち、令和元年8月29日付け「教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告」によれば、教育委員会が臨時職員1名の任用に当たり「スクールバスの運行等について協議をしていた市議会議員と相談し」との事実が認められる。「協議」や「相談」に当たっては「提言、要望、意見その他これに類する行為」（本件要綱第2条第2号）が行われるのが通常であることを考えると、本件において、対応記録票を作成しなかったことが、正当であることを疑われないようにすべきである。

(5) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

赤磐市情報公開不服審査会

会 長 岡 田 雅 夫  
委 員 高 畑 知 功